

**「立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例」等
の一部改正新旧対照表**

目 次

(ページ)

1 . 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新 旧対照表.....	1
2 . 定率会費の算出の基準及び徴収標準率並びに取消料の一部改正新旧対照表.....	6
3 . 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の 一部改正新旧対照表.....	7

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、本所市場における立会外取引(次条に規定する有価証券の<u>単一銘柄取引</u>、<u>終値取引</u>及び<u>自己株式立会外買付取引</u>をいう。以下同じ。)及び立会外取引(有価証券等の清算取次ぎを除く。)の受託等について、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例を規定する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、本所市場における立会外取引(次条に規定する有価証券の<u>単一銘柄取引</u>及び<u>終値取引</u>をいう。以下同じ。)及び立会外取引(有価証券等の清算取次ぎを除く。)の受託等について、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例を規定する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(単一銘柄取引等の定義)</p>	<p>(単一銘柄取引等の定義)</p>
<p>第2条 (略)</p>	<p>第2条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>この特例において自己株式立会外買付取引とは、売買立会によらない売買であって、この特例に定めるところに従って上場会社が行う会社法(平成17年法律第86号)第156条第1項(同法第163条及び同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による自己の株式の取得のための取引をいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(対象有価証券)</p>	<p>(対象有価証券)</p>
<p>第3条 立会外取引は、次の各号に掲げる取引の<u>区分に従い、当該各号に定める有価証券について行うものとする。</u></p>	<p>第3条 立会外取引は、次の各号に定める有価証券について行うものとする。</p>
<p>(1) <u>単一銘柄取引及び終値取引</u> <u>株券(新株予約権証券及び日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。))の受益証券を除く。以下同じ。)</u>及び<u>転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるも</u></p>	<p>(1) <u>株券(新株予約権証券及び日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。))の受益証券を除く。以下同じ。)</u></p>

のをいう。以下同じ。)

(2) 自己株式立会外買付取引
株券(優先出資証券を除く。)

(決済日)

第5条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日
(終値取引及び自己株式立会外買付取引につい
ては、第2号に定める日)に決済を行うものと
する。

(1)・(2) (略)

(呼値)

第6条 正会員は、立会外取引(自己株式立会外
買付取引を除く。以下この条において同じ。)
を行おうとするときは、呼値を行わなければなら
ない。この場合において、正会員は、当該呼
値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によ
るものかの別を、本所に対し明らかにしなければ
ならない。

2 (略)

3 立会外取引の呼値は、次の各号に定める値段
により行うものとする。

(1) (略)

(2) 終値取引の呼値は、次のaからcまで
に定める値段(半休日においては、cに定め
る値段を除く。)により行うものとする。

a 前日終値(前日(休業日に当たるときは、
順次繰り上げる。以下同じ。))の普通取引
(本所が定める銘柄については、本所が銘
柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の金
融商品取引所(以下「指定取引所」という。))
における普通取引をいう。以下同じ。)に
おける最終値段(呼値に関する規則第9条
の規定により気配表示された最終気配値段
及び指定取引所が定めるところにより気配
表示が行われている場合の当該最終気配値

(2) 転換社債型新株予約権付社債券(新株予
約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際し
てする出資の目的が当該新株予約権付社債券に
係る社債であるものをいう。以下同じ。)

(決済日)

第5条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日
(終値取引については、第2号に定める日)に
決済を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(呼値)

第6条 正会員は、立会外取引を行おうとする
ときは、呼値を行わなければならない。この場合
において、正会員は、当該呼値が顧客の委託に
基づくものか自己の計算によるものかの別を、
本所に対し明らかにしなければならない。

2 (略)

3 立会外取引の呼値は、次の各号に定める値段
により行うものとする。

(1) (略)

(2) 終値取引の呼値は、次のaからcまで
に定める値段(半休日においては、cに定め
る値段を除く。)により行うものとする。

a 前日終値(前日(休業日に当たるときは、
順次繰り上げる。以下同じ。))の普通取引
(本所が定める銘柄については、本所が銘
柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の金
融商品取引所(以下「指定取引所」という。))
における普通取引をいう。以下同じ。)に
おける最終値段(呼値に関する規則第9条
の規定により気配表示された最終気配値段
及び指定取引所が定めるところにより気配
表示が行われている場合の当該最終気配値

段を含む。c 及び第 8 条の 3 において同じ。)をいう。以下同じ。)。ただし、普通取引における規程第 25 条第 1 項の規定により定める配当落等の期日、同第 26 条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第 26 条の 2 の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、本所がその都度定める値段とする。

b・c (略)

4～7 (略)

(自己株式立会外買付取引)

第 8 条の 2 正会員は、買付注文を自己株式立会外買付取引により執行することができる。

2 前項の自己株式立会外買付取引については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日(以下「買付執行日」という。)において、次条から第 8 条の 5 までに規定するところにより、売買を成立させるものとする。

3 本所は、自己株式立会外買付取引の届出を受理したときは、自己株式立会外買付取引の値段その他の必要事項を公表する。

4 第 2 項の規定により届出を行った正会員は、本所が当該届出を受理した時から第 8 条の 4 の売付申込時間終了時までにおいて、当該買付に係る銘柄が、上場廃止の基準に該当し又は該当するおそれがあると本所が認めたときは、当該届出を取り消すことができる。

(自己株式立会外買付取引の値段)

第 8 条の 3 自己株式立会外買付取引は、前条第 2 項の届出を受理した日の最終値段(普通取引(本所が定める銘柄については、指定取引所における普通取引をいう。))における最終値段をいう。)により行うものとする。ただし、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日

段を含む。c において同じ。)をいう。以下同じ。)。ただし、普通取引における規程第 25 条第 1 項の規定により定める配当落等の期日、同第 26 条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第 26 条の 2 の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、本所がその都度定める値段とする。

b・c (略)

4～7 (略)

(新設)

(新設)

又は取得対価の変更期日の前日である場合には、本所が定める基準値段により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により定める最終値段もしくは基準値段で自己株式立会外買付取引を行うことが適当でない場合又は届出を受理した日に最終値段がない場合には、本所がその都度定める値段により行うものとする。

(売付申込時間)

第 8 条の 4 自己株式立会外買付取引による買付けの申込みに対する売付けの申込みは、買付執行日の午前 8 時 20 分から 8 時 50 分までの間において、本所が定めるところにより行うものとする。

2 本所は、必要があると認めるときは、前項の売付申込時間を臨時に変更することができる。

(自己株式立会外買付取引による売買契約の締結)

第 8 条の 5 自己株式立会外買付取引は、自己株式立会外買付取引による買付けの申込みに対して、売付けの申込みを第 8 条の 3 に規定する値段により対当させる。ただし、当該売付けの申込数量が、買付けの総数量を超えているときは、本所が定める順位により対当させる。

第 3 章 信用取引・貸借取引規程の特例

(自己株式立会外買付取引に係る信用取引の禁止)

第 15 条の 2 正会員は、自己株式立会外買付取引の売買に係る信用取引を行ってはならない。

(委託の際の指示事項)

第 17 条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

第 3 章 信用取引・貸借取引規程の特例

(新設)

(委託の際の指示事項)

第 17 条 (略)

2 (略)

3 顧客は、立会外取引のうち自己株式立会外買付取引の委託をする場合には、その都度、第1項第2号から第4号及び第7号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。

4 (略)

5 (略)

(顧客の受渡時限)

第19条 立会外取引の委託については、顧客は、次の各号に掲げる日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(1) (略)

(2) 第5条第2号に規定する日に決済を行う単一銘柄取引、終値取引及び自己株式立会外買付取引の委託売買成立の日から起算して4日目の日の午前9時

2・3 (略)

付 則

この改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(新設)

3 (略)

4 (略)

(顧客の受渡時限)

第19条 立会外取引の委託については、顧客は、次の各号に掲げる日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(1) (略)

(2) 第5条第2号に規定する日に決済を行う単一銘柄取引及び終値取引の委託売買成立の日から起算して4日目の日の午前9時

2・3 (略)

定率会費の算出の基準及び徴収標準率並びに取消料の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定率会費)</p> <p>第2条 定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買立会による売買(立会外分売を含む。)以外の売買並びに当該売買にかかる過誤訂正等のための売買及び復活のための売買については、次のとおりとする。</p> <p>a 株券(新株予約権証券を除く。)</p> <p>月間の売買代金の万分の1.19</p> <p>ただし、重複上場銘柄については、売買代金の万分の<u>0.01</u>とする。</p> <p>b (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>(定率会費)</p> <p>第2条 定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買立会による売買(立会外分売を含む。)以外の売買並びに当該売買にかかる過誤訂正等のための売買及び復活のための売買については、次のとおりとする。</p> <p>a 株券(新株予約権証券を除く。)</p> <p>月間の売買代金の万分の1.19</p> <p>ただし、重複上場銘柄については、売買代金の万分の<u>0.027</u>とする。</p> <p>b (略)</p>

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正
新旧対照表

新	旧
<p><u>(自己株式立会外買付取引の届出)</u> 第6条の2 <u>立会外特例第8条の2第2項の規定による届出は、本所が定める様式により、売買立会終了後、直ちに行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(自己株式立会外買付取引に係る基準値段)</u> 第6条の3 <u>立会外特例第8条の3に規定する本所が定める基準値段は、呼値の制限値幅に関する規則別表「基準値段算出に関する表」により算出された値段とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(自己株式立会外買付取引の売付申込み)</u> 第6条の4 <u>立会外特例第8条の4に規定する自己株式立会外買付取引に対する売付けの申込みは、次の各号に定めるところにより行うものとする。</u> <u>(1) 売付申込みの方法</u> <u>自己株式立会外買付取引に対する売付けの申込みは、その内容を、本所所定の「自己株式立会外買付取引に係る売付け申込書」を本所に提出することにより行うものとする。</u> <u>(2) 売付申込数量の単位</u> <u>売付申込数量の単位は、当該銘柄の売買立会による売買単位に準ずるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(自己株式立会外買付取引における対当順位)</u> 第6条の5 <u>立会外特例第8条の5に規定する本所が定める順位は、次の各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 対当の順位は次のとおりとする。</u> <u>a 第1順位</u> <u>顧客(金融商品取引業者(法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者)に限る。以下この号において同</u></p>	<p>(新設)</p>

じ。)を除く。)からの委託に基づく売付
申込数量

b 第2順位

金融商品取引業者の自己の計算に基づく
売付申込数量

(2) 前号 a 及び b に規定するそれぞれの売
付申込数量の対当順位は、次のとおりとする。
この場合において、同一正会員の売付申込数
量が買付けの総数量を超えているときは、当
該売付申込数量は、買付けの総数量と同数量
とする。

a 売付けの申込みを行っている正会員単位
により申込数量の多い正会員から少ない正
会員の順序（申込数量が同一の正会員につ
いては、「自己株式立会外買付取引に係る
売付け申込書」の本所への提出順序）で最
小単位をそれ以外の部分の数量に優先させ、
対当させる。

b 最小単位以外の数量については、正会員
単位でその数量に比例させ、対当させる。
ただし、最小単位未満の端数が生じた場合
は、その端数を切り捨てる。

(3) 前号 b ただし書の規定により切り捨て
た分については、切捨数量の多い正会員から
最小単位を順次対当させる。ただし、その数
量が同一の正会員については、「自己株式立
会外買付取引に係る売付け申込書」の本所へ
の提出順序により対当させる。

第6条の6 (略)

第6条の7 (略)

付 則

この改正規定は、平成21年4月1日から施行
する。

第6条の2 (略)

第6条の3 (略)